

納税通知書等送付先 設定・解除届出書

大和郡山市長 様

年 月 日

注意事項を確認し、関係書類の送付先について届出します。

太枠内を記入し、をチェックしてください。

届 出 者	〒 - 住 所		連絡先			
	フリガナ氏名					
	納税義務者との関係 本人・親族（続柄）・その他（）					
納 税 義 務 者	フリガナ氏名		連絡先			
	通知書番号					
届 出 税 目	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）					
届 出 理 由						
届 出 手 続	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 解除（解除の場合、以下は記載不要です。）					
送 付 先 住 所	〒 -		連絡先			
	様方					
納税義務者との関係	本人・親族（続柄）・その他（）					
処 理 欄	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送	受付	固定	市県民	軽自	収納
	<input type="checkbox"/> （）					

キリトリ

納税通知書等送付先設定・解除届出書は、住民票の住所以外の場所へ納税通知書等の送付を希望される場合に、届出いただくものです。以下の注意事項をご確認のうえで届出書をご提出ください。

【注意事項】

- 送付先の設定にあたっては、送付先（受取人）から承諾を得てください。また、納税義務者以外が、届出人になる場合は、この届出について納税義務者へ承諾を得てください。
- この届出により設定した送付先は、住民票の住所よりも優先されます。
 - 送付先設定後に転居等で住民票の住所が変更になった場合でも、納税通知書は、新住所ではなく、設定した送付先へ発送されます。
 - 送付先を解除する場合（住民票の住所へ送付する場合）は速やかに届け出てください。
- 現在税金がかかっている税目に関する届出であり、今後発生する税目については随時連絡が必要です。
- 税金が未納となった場合には、それに付随する書類（督促状・催告書）も設定した送付先へ送付されます。
- 郵便物が送付先に届かない場合は、送付先を解除することがあります。
- この届出では住民票を異動したことにはなりません。住所を変更する場合は、市民課で手続きが必要です。
- 郵便局への「転送願い」の届出もご検討ください。
- 届出書を提出される方の本人確認書類をご提示ください。郵送の場合は写しを添付してください。

【届出者・納税義務者保管用】 年 月 日 設定 解除

送 付 先 住 所	〒 -	様方
届 出 税 目	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）	

※今回の届出内容の保管用として記入してください。キリトリ線より上を提出してください。